# 一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会 懲戒規程

2012年12月17日制定 2022年10月 1日改定

## 第1章 総 則

#### 第1条 (懲戒の要件)

会員は、一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会(以下、「本会」という)の 名誉を毀損する行為があったとき、本会の秩序もしくは信用を害する行為があったとき、本会 の目的に反する行為があったとき、定款、倫理規程その他本会の定める規程に反する行為があ ったときは、懲戒をうける。

2 懲戒は、この規程に従って行う。

## 第2条 (懲戒の種類)

懲戒は次の4種とする。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 2年以内の会員の権利の停止
- (4) 除名
- 2 懲戒は、当該行為の他、懲戒の対象となった行為のおよぼす社会的影響の重大性及び当該行 為の行われた情状を考慮して、前項の4種の処分のうち一つを選択して行われる。

# 第3条(倫理委員会)

本会に、懲戒事由の存否、内容等についての調査、懲戒について審査を行うことを目的として倫理委員会(以下、本条において「委員会」という)を置く。

- 2 倫理委員会を構成する委員(以下、本条において「委員」という)は5名とし、事案の都度、 会長が委嘱する。また、当該事案につき、専門的知識を有する者をアドバイザーとして、委嘱 することができる。
- 3 委員の任期は、倫理委員会の審議の終了までとする。また、補欠の委員の任期も同様とする。
- 4 委員の再任は妨げない。
- 5 会長はやむを得ない事由あるときは仟期途中で委員の委嘱を解くことができる。
- 6 任期途中で委員の欠員が生じた場合、会長が補欠の委員を委嘱する。
- 7 倫理委員会の議長は、倫理委員長とする。
- 8 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。
- 9 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委員の職を退いた後もまた同様とする。

- 10 倫理委員会は、3名以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。
- 11 倫理委員会は、出席委員の過半数で議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12 倫理委員会は、調査にあたっては、第6条第1項により懲戒を申し出た者(以下、「申立人」という)及び被調査会員(以下、「被申立人」という)に陳述、弁明の機会を与えなければならない。
- 13 被申立人は、委員会に代理人を出席させることはできない。
- 14 倫理委員会の議事、調査期日の各経過及び決議は、公開しない。
- 15 倫理委員会は、調査が終了したときは、すみやかに書面をもってその結果及び理由を会長に報告する。

#### 第2章 懲戒の手続き

#### 第4条 (懲戒手続きの開始及び調査)

何人も、本会会員について懲戒の事由があると認めるときは、その事由の説明を添えて本会 会長にこれを懲戒することを求めることができる。会長は、かかる申立てを受理したときは、 倫理委員会にその申立てを検討させなければならない。

2 倫理委員会は、懲戒申立てを調査し、会長に報告する。

#### 第5条(審查)

会長は、倫理委員会の報告に従い、倫理委員会の審査が必要と認められた場合は、倫理委員会にその申立てを検討させなければならない。

2 理事会において、倫理委員会の審査が必要と決議した場合は、倫理委員会は、その申立てを 検討しなければならない。

#### 第6条 (懲戒に関する決定)

倫理委員会の決議をもって本会の決定とする。

### 第7条 (懲戒の執行等)

会長は、倫理委員会の決議に従い、書面により懲戒の執行を行うものとする。

#### 第8条(再審査)

懲戒処分を受けた会員または申立人は、倫理委員会の決定に不服があるときは、通告を受けた日から1ヵ月以内に、会長に対し書面により不服を申し立てることができる。

- 2 会長は、第1項の不服の申立てがあった場合、理事会にその再審査をさせなければならない。
- 3 再審査において、倫理委員会の委員長及び委員は、理事会において懲戒の理由を説明しなければならない。
- 4 懲戒処分を受けた会員は、理事会で弁明することができる。ただし、代理人の出席は認めな

61

- 5 倫理委員会の委員長及び委員及び当該案件に利害関係を有する理事は、この審議に加わることはできない。
- 6 理事会の決定は、最終決定とし、再度不服申立てはできないものとする。
- 7 理事会において再審査の議決をしたときは、会長は、すみやかに書面をもってその結果及び 理由を、懲戒処分を受けた会員及び申立人に伝達する。

#### 第3章 雜 則

# 第9条(会長)

本会に会長を置かない場合は、会長を代表理事と読み替えることとする。

## 第10条 (要領の制定)

この規程の運用に関し、必要な要領は理事会の議決を経て定める。

# 第11条(施行)

この規程は、2022年10月1日よりこれを施行する。